



受入家庭
募集中！

◇ 2016 年 9 月以降、
たくさんの中高生が陸前高田にやってきます！
『民泊修学旅行』で、まちを盛り上げよう！！ ◇

- ◇
- おもてなしは必要ありません！
 - 孫や子どもが遊びに来ると思ってください！
 - 泊めてみればとっても楽しい！
 - 陸前高田をたくさんの人に知ってもらおう！
- ◇

詳しくは私たちまでご連絡ください。
一般社団法人 マルゴト陸前高田
TEL：0192-22-7410 FAX：0192-22-7420
mail：info@marugoto-rikuzentakata.com



2016 年 9 月以降の受け入れ予定

9 月

- ☐ 岡山県の女子高校 144 名
9 月 27～28 日（一泊二日）

10 月

- ☐ 神奈川県的高校 320 名
10 月 25～26 日（一泊二日）

- ☐ 神奈川県的高校 20 名
10 月 26～27 日（一泊二日）

- ☐ 愛媛県的高校 105 名
10 月 31～11 月 1 日（一泊二日）

※学校名を SNS などでは拡散することは避けてください。

受入れの際にお願いしたいこと

- ☆ 滞在中は基本的に生徒さんと一緒に過ごしてください
- ☆ 対面式、お別れ式会場（市内）への自家用車での送迎

→ 宿泊生徒一人当たり **5,500 円（税込）** を
体験指導料としてお支払いします。



民泊実施についてよくある質問（Q&A） 1/3

Q1. 初めて民泊を行うのですが、受入先での登録や手続きなど必要になりますか？

A. 簡単な登録は必要になりますが、事務手続きなどは事務局が進めます。

Q2. 民泊をする際に保険の加入は必要ですか？

A. 民泊保険は、基本的に学校側で加入する保険に加えて、事務局側でも加入しておりますので、ご安心ください。

Q3. 受け入れるにあたって、自宅の改築は必要ですか？

A. 建物の改修などは全く必要ありません。

Q4. 民家に宿泊することは法律的に問題はないのですか？

A. 問題ありません。岩手県の民泊受け入れ指針に沿った体制で県からの許可が下りております。

Q5. 受け入れるにあたって、資格や条件などありますか？

A. 特にありませんが、事務局で実施する安全講習会に年 1 回参加していただき、受け入れの際の注意事項や目的などを読み合わせて受け入れ体制を整えます。

Q6. 当日、何かあった時の安全対策などはどのようになっていますか？

A. 緊急時の際の連絡網を各ご家庭に配布いたします。事務局も巡回を行います。

民泊実施についてよくある質問（Q&A） 2/3

Q7. 受入れた場合、どれくらいの収入が見込めますか？

A. 謝礼としてお一人様 1 泊当たり 5,500 円を受入前にお支払い致します。

Q8. 何人受け入れるんでしょうか？

A. 1 家庭につき、3 ～ 4 名が基本となっています。対面式、お別れ式への送迎が必要となるので、車に乗れる人数でお願いします。また、人数の希望がございましたら、できるかぎりご要望に沿えるように致します。

Q9. どんな生徒を受け入れるかは事前に分かりますか？

A. どのような生徒（性別・学年など）が参加するかは事前に共有致します。また、事前に生徒からお便りが届きます。

Q10. 他に、陸前高田市内のどこで受け入れを行っていますか？

A. 基本的に陸前高田市内全域で民泊を推進しています。

Q11. どのような体験を行えばいいですか？

A. 生活に根差した体験をしていただければと思います。農業、漁業の手伝いだけでなく、草むしりや家の周りの掃除など、生活するうえで普段行っている作業をお手伝いさせてください。

Q12. 雨天の場合、どんな体験を行えばいいですか？

A. 自宅の中での掃除、お茶飲み、夕飯の買い出しなど、通常の過ごし方をいただければと思います。

民泊実施についてよくある質問（Q&A） 3/3

Q13. 当日の集合場所はどこになりますか？

A. 陸前高田コミュニティホールなど広い場所での集合、解散になります。

Q14. 洗面用具等の準備は行った方が良いでしょうか？

A. 生徒の皆さんには、洗面具、寝間着等身の回りのものは持参してもらうようお願いしていますので、特別準備することはありません。

Q15. 食事はどんなものを用意したらいいのでしょうか？

A. 生活を体験していただくのが目的です。気張らず、普段の食事を準備頂くようお願いします。生徒と一緒に調理したり、焼肉、BBQ など深い交流につながります。

Q16. 食事のアレルギーはありますか？

A. 事前に生徒のアレルギー情報はお渡しし、細かい点についてのご相談も承ります。

Q17. 未成年を受け入れる際、家の人や飲酒やタバコ等は気を付ける必要はありますか？

A. 受入れ家庭の方が控える必要はありませんが、当然のことながら未成年に飲酒喫煙をすすめることは禁止です。

